

青森市町会連合会事務局発行

青森市街灯白書

No. 64
56.3

五十六年度 街灯白書

補助対象灯数 一八七九九灯 (前年度比三.六%増)

補助申請額 五〇、四七九、二九〇円

町会の料金支払額 (年額見込み額) 七二、八〇三、〇二二円

補助率平均 六九.四% (前年度七二.二%)

対象町会数 三二六町会 (前年度三二四町会)

補助率五〇%未満の町会数 六二町会 (前年度五四町会)

補助基準 一灯当り二五~四四円 (年額) (白熱燈) (年額) (白熱燈)

補助率 最高 後港 100% 最低 私森町 11% 幸田若葉 14%

過去三年間の平均補助率(シリ分負である)

五十四年度	七二.六%
五十五年度	七二.二%
五十六年度	六九.四%

年々大きい球に切替わらに從い平均率はおちる
現行基準の弱点である。50%以下には50%まで
引上げらよう。五十六年度も市へお願ひする予定

○期日まで補助申請書未提出の町会 三九町会

○町会からの灯数と電力会社へ料金支払っている
灯数(登録済み)と灯数が違ふ町会 六七町会

十日間の補助金交付期間中 毎日三四町会から
灯数に届する苦情をうける。殆どが町会からの
報告灯数が多いのである。

その理由

- (一) 工事とたのまれた業者が、中間機関へのマシヤ
手続さのわずらわしさをこのため電力会社へ届け付い
ない
 - (二) 年末近くの工事のため、料金係まで未だ連絡されて
いない
- 工事にはなるべく十月中に完了するようにとす、める
のはそのため、少くとも十二月分の料金計算まで
届にあつたにしない、補助一年おくれること
なる。苦情については、二度東北電力から台帳をしらへ
てもらって照合して

現行の灯数を算定基礎としている基準では、今後
トランプが絶えぬにせよ、いすれにせよ、夜間自走
電話よこされては、晩酌の酔いもさめ、こちりの頭も
白熱灯になる。

仲言	町連
----	----

葬祭の慣習について

寺は、元来仏道修行の場所、仏教研究の
学問所、仏教の布教所、説教所であるが
現在は本来の使命を忘れ葬式場であり
夕ミ寺になつてゐる。僧侶は死者に戒名を贈るの慣習
である。戒名は仏弟子の稱号で信徒か悟道の境地
に入つた時、師僧からつけられるので死者によさうもの
でなければ、一般の者は俗名でよいものだという。
それがいまでは、院殿居士、何と何十何万、何万とかで
賣買してゐるようである。売主者も買主者も
買主者も買主者である。言語道断である。

院号は元来、天皇家、院殿は將軍職、大名、上級
武士等が他人に誇るための手段として使用したもの
院殿の稱号の元祖は足利尊氏である。尊氏の
戒名は、持院殿仁山大居士で没後この風習が
急速に諸大名にひろがり、さらに一般武士、商人、
居士(家長)の間及び、今日のようになつた。院号が
院号が濫用されるようになった。院より院殿が
字数が多いから値段も高いといふ。あきれた話で
ある。戒名は任せてゐる間に与ふるべきもので、死者
に与ふるものではない。生前に仏教信仰しついで
為には戒名を授与せよ。院号のままで葬儀を
行つたのが至当であらう。以上日蓮宗山口県
宗務所長、田満寺住職、檀大僧正、松下日孝子氏の
著書から見た意見である。 小生も

若い頃、今別で現職時代、寺へ下宿してゐた友人の
可成り物好きから、本質的の血脈へ入り一週間の
行に參加して戒名をもらつた。

思ふ浄土居士といふ。(浄土宗系は浄土の字がつく)
で、元来無信心で、毎朝の仏壇人合掌を忘れた
るから、また戒名をいたく資格は自分には無いと
思つてゐる。親がつけくれた戒名で最後は
あちうへいさといふと思つてゐる。西方浄土で
やがてあとからやってくる老婆や子どろ、私を
見つけろかに苦勞しついで済むだらう。

本稿の参考資料、葬儀、法要、仏壇、お墓の話
(松下日孝著、外吉が、毎日新聞戒名論争)

○新町会誕生

町会名 町会長名
月見野町会 大川浩司
世帯数一三〇 組数一八 設立三月一日
住所 駒込字月見野二九ノ四五
所属 東部五五区
これにて町会数三三一町とつた。